

令和3年4月介護報酬改定に伴う既存の加算の取扱いについて（逗子市）

〈注意事項〉

- ・「新たな加算を算定する場合」、「加算の区分を変更する場合」は加算(減算)届出一覧表をご確認の上、必要書類を添付して届出を行ってください。
- ・加算の算定要件を満たさなくたった等で「加算を取り下げる場合」についても届出が必要です。
- ・既存の加算を届出ている場合で、改定に伴い、届出を行わなくても新規の加算区分に変更される（みなされる）ものは以下の表を参照してください。「みなされる区分とは異なる区分の加算を算定する場合」には、「新たに加算を算定する場合」と同様に届出が必要です。

サービス種別	加算項目	みなされる区分の内容 (提出を行わなくても変更される区分)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	サービス提供体制強化加算	既存届出内容が「加算Ⅰイ」の場合、「加算Ⅱ」とみなす。 他の区分については新たな届出がない場合は、「なし」とみなす。
夜間対応型訪問介護	サービス提供体制強化加算	既存届出内容が「加算Ⅰイ」の場合、「加算Ⅱ（イの場合）」、「加算Ⅱイ」の場合「加算Ⅱ（ロの場合）」とみなす。 他の区分については新たな届出がない場合は、「なし」とみなす。
地域密着型通所介護	入浴介助体制加算	既存届出内容が「あり」の場合、入浴介助加算※「加算Ⅰ」とみなす。 ※名称変更
	生活機能向上連携加算	既存届出内容が「あり」の場合、「加算Ⅱ」とみなす。
	個別機能訓練加算(Ⅰ)(Ⅱ)	廃止して「個別機能訓練加算Ⅰイ、Ⅰロ」を新設。 新たな届出がない場合は、「なし」とみなす。
	A D L 維持等加算	既存届出内容が「あり」の場合、A D L 維持等加算Ⅲ※「あり」とみなす。 ※名称変更
	栄養改善体制	栄養アセスメント・栄養改善体制に名称変更。 既存届出内容が「あり」の場合、「あり」とみなす。
	個別送迎体制強化加算	廃止。

	入浴介助体制強化加算	廃止。
	サービス提供体制強化加算	既存届出内容が「加算Ⅰイ」の場合「加算Ⅱ（イの場合）」、「加算Ⅲ」の場合「加算Ⅲ（ロの場合）」とみなす。 他の区分については新たな届出がない場合は、「なし」とみなす。
(介護予防) 認知症対応型通所介護	入浴介助体制加算	既存届出内容が「あり」の場合、入用介助加算※「加算Ⅰ」とみなす。 ※名称変更
	生活機能向上連携加算	既存届出内容が「あり」の場合、「加算Ⅱ」とみなす。
	栄養改善加算	栄養アセスメント・栄養改善体制に名称変更。 既存届出内容が「あり」の場合、「あり」とみなす。
	サービス提供体制強化加算	既存届出内容が「加算Ⅰイ」の場合、「加算Ⅱ」とみなす。 他の区分については新たな届出がない場合は、「なし」とみなす。
(介護予防) 小規模多機能居宅介護	サービス提供体制強化加算	既存届出内容が「加算Ⅰイ」の場合、「加算Ⅱ」とみなす。 他の区分については新たな届出がない場合は、「なし」とみなす。
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	社会参加支援加算	既存届出内容が「加算Ⅰイ」の場合、「加算Ⅱ」とみなす。 他の区分については新たな届出がない場合は、「なし」とみなす。
看護小規模多機能型居宅介護	特定事業所加算Ⅳ	既存届出内容が「加算Ⅰイ」の場合、「加算Ⅱ」とみなす。 他の区分については新たな届出がない場合は、「なし」とみなす。
居宅介護支援	特定事業所加算Ⅳ	「特定事業所医療介護連携加算」に名称変更。